

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

障害者基本法では、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援が行われてきました。

さらには、平成28年5月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から全面施行される予定となっています。

田上町では、平成24年度から平成29年度までの「田上町障がい者計画」、平成27年度から平成29年度までの「第4期田上町障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するサービス全体の基盤整備等について計画的に施策の推進・展開を図ってきました。

平成29年度でこれらの計画期間の終了を迎えるため、障がい者を取りまく環境の変化や、国の基本指針に基づいて見直しを行い、新たな計画を策定することとなりました。また、児童福祉法の改正により障がい児福祉サービスなどの見込量を定める障がい児福祉計画を合わせて、「田上町障がい者計画（平成30年度から平成35年度）・第5期田上町障がい福祉計画・第1期田上町障がい児福祉計画（平成30年度から平成32年度）」を策定し、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービスの見込量を設定し、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現と障がい者の自立と社会参加の支援に向け、施策の一層の充実を図っていきます。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的位置づけ

「田上町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がいの状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、今後の障がい者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「第5期田上町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、平成28年5月に可決成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年4月全面施行予定）により、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため「障害児福祉計画」の策定が義務づけられ、「第1期田上町障がい児福祉計画」を一体のものとして策定しています。

### (2) 計画の整合性

本計画は、国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画及び障害福祉計画を踏まえ、第5次田上町総合計画と調和を保ち、その他の福祉関連計画との整合性を図っています。

## 3 計画の期間

「田上町障がい者計画」は平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とし、「第5期田上町障がい福祉計画」・「第1期田上町障がい児福祉計画」は平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



## 4 計画の策定経過

### (1) 町民の意見反映

---

田上町障害者自立支援協議会の委員として、障がい福祉関係者、雇用関係者が参加し、委員の意見を適宜反映しました。

### (2) 障がい者の表記

---

本計画では、「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで、障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願っています。なお、表記については法令、制度や施設名、固有名詞等については、ひらがな表記はしていません。

### (3) 新潟県・近隣市村との連携

---

計画策定にあたっては、新潟県及び近隣市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、県の基本的な考え方をもとに広域的な調整を進めるために、県及び近隣市村との協議を行いました。